

地域包括支援センター名：

地域包括支援センターかたりあい

管理者名：

阿部律子

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
1. 地域包括支援センターの機能強化	<p>高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、各センターにおける活動の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービスをはじめ、各種制度や地域資源に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の強化を図る。</p> <p>市は、運営支援及び国が定める評価指標に基づき進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価とPDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公開を行うことにより、市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。</p>	<p>①市はセンター職員対象の研修会の周知を行う</p> <p>②市はセンター職員の相談支援体制整備を推進する</p> <p>③市は地域包括支援センターヒアリングを実施する</p> <p>④市は地域包括支援センター運営協議会を開催し、センターの運営状況に係る点検を行い、センターの課題を踏まえた機能強化策の検討を行う</p> <p>⑤市及び各センターは地域包括支援センターの周知及び情報公開を行う</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>年1回</p> <p>年1回</p> <p>年度内</p>	<p>○内部研修の実施や外部の関連研修等に参加し資質向上を図る。</p> <p>○定期的に内部会議を実施し情報共有や対応方法の検討を行う。</p> <p>○地域行事やサロン・百歳体操、各種会議等に参加しセンターの周知を図り、相談を受けやすい体制づくりに努める。</p>	<p>随時</p> <p>週1回</p> <p>随時</p>
2. 介護予防の推進	<p>心身の機能低下及び生活機能低下を予防し、要介護状態になることを防ぐために、高齢者がセルフケアできるように環境を整え、個人の取組が継続できるよう支援を行うとともに、個人の意欲を引き出し、興味、関心に応じた地域資源、地域活動と効果的なサービスを活用して目標志向型ケアマネジメントを行う。</p> <p>高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的かつ拡大していく地域づくりを推進する。</p>	<p>①生活支援コーディネーターや介護予防専門職と協働し、要支援認定者・事業対象者の自立支援、生活機能の維持向上に効果のある目標志向型の介護予防ケアマネジメントを行う</p> <p>②新規事業対象者のアセスメントの実施にあたり、リハビリテーション専門職の視点を加え、生活自立期間の延伸とセルフケアの獲得に資する介護予防ケアマネジメントを主体的に行う</p> <p>③自治会等をはじめとする地域や生活支援コーディネーターと連携し、高齢者等が参加するサロンや通いの場等を地域に拡大する</p> <p>④通いの場等の参加者に対し、介護予防等に関する周知啓発を行う。また、介護予防専門職等と地域をつなぎ、介護予防講座等を積極的に開催する</p> <p>⑤市と連携し、介護予防ケアマネジメントの資質向上に資する保健師等の研修会を企画・開催する</p> <p>⑥総合事業及びケアマネジメントの適正な実施と居宅介護支援事業所等への的確な助言・指導を行う</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>	<p>○介護予防ケアマネジメントの改正内容の確認、適切なケアマネジメントについて保健師会議等で理解を深める。センター内でも定期会議等で情報共有する。</p> <p>○新規相談者のアセスメント時、リハビリテーション専門職の視点を加えることを意識し、自立支援、介護予防に向けた支援を行う。</p> <p>○各地域の特性・課題に沿って、生活支援コーディネーター、地域ケア推進担当者、介護予防専門職等と連携し、通いの場で介護予防等に関する周知啓発を行う。センターの介入が少なかった地域へ介護予防講座等の支援を優先的に行う。関係者と連携し、住民主体の通いの場づくりを推進・支援する。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	<p>①国の高齢者虐待対応マニュアル及び鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きに基づき支援を行う</p> <p>②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討のほか、権利擁護支援に関する研修会等の企画開催を通じて、支援力の向上を図る</p> <p>③鶴岡市成年後見制度中核機関と連携し、市民等への制度の趣旨や相談窓口の普及啓発、司法や福祉等多機関が協働した相談支援体制の整備等に係る取組を進める</p>	<p>通年</p> <p>毎月</p> <p>随時</p>	<p>○社会福祉士定例会の他に、市社協3包括の社会福祉士を参集して事例検討会議を実施し、各包括の保有・終結ケースの対応の検討や振り返りを行い対応力の向上を図る。</p> <p>○地域のサロン活動や民協定例会あるいは要請があれば居宅等の事業所内研修で、高齢者虐待防止や成年後見制度の活用、消費者被害防止などの権利擁護支援について周知を図る。</p> <p>○他の専門職が高齢者虐待の通報を受け付けた際でも適切な対応が取れるように、昨年度社会福祉士チームで見直しされた「養護者における高齢者虐待対応の手順(鶴岡市)」を元に、初動期の対応方法についてセンター内で周知・徹底を図る。</p>	<p>毎月</p> <p>随時</p> <p>随時</p>
7.ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	<p>①地域包括支援センターは、介護支援専門員の相談窓口となり、助言及び指導を行う</p> <p>②市と連携し、介護支援専門員スキルアップ研修を企画開催する</p> <p>③市と連携し、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上のための研修会を企画開催する</p> <p>④地域包括支援センターは、支援困難事例等を抱える介護支援専門員への相談、助言、指導を行う</p> <p>⑤地域包括支援センターは、居宅介護支援事業所等に対し、国等が示す支援マニュアルなどの活用を促進するとともに相談支援を行う</p>	<p>随時</p> <p>1回</p> <p>1回</p> <p>随時</p> <p>通年</p>	<p>○支援困難事例の対応の際には、センター内で対応方法を検討し、それぞれの職種の視点を持ちながら課題解決に向けた支援を行う。</p> <p>○市や地域包括支援センター連絡会等と協働で研修会を企画し、介護支援専門員の資質向上に向けた支援を行う。</p> <p>○国や市で示したマニュアル等の理解に努め、介護支援専門員から相談があった際には、マニュアルを活用しながら情報提供を行う。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>
8.災害時要支援高齢者の把握と救済支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する支援が必要な高齢者の災害時避難支援体制・救済体制について情報収集し効率的、効果的の支援につなげる。	<p>①市は、災害時避難場所の周知と災害時個別避難計画の作成支援などの避難支援体制づくりを推進する。地域包括支援センターは、担当地域の町内会、自治会の避難場所の把握及び周知と避難支援体制の確認・共有を行う</p> <p>②市と連携し、地震、風水害などの災害時の支援を行う</p> <p>③地域防災組織等と連携し、高齢者の災害時避難支援体制づくりの取組を進める</p>	<p>随時・通年</p> <p>発生時</p> <p>随時</p>	<p>○地域における研修会や訓練などの参加を通じて、各地域、町内会等の防災体制や支援体制等についての情報収集に努める。</p>	<p>随時</p>

令和7年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名：

地域包括支援センターなえづ

管理者名：

工藤孝子

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
1. 地域包括支援センターの機能強化	高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、各センターにおける活動の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービスをはじめ、各種制度や地域資源に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の強化を図る。 市は、運営支援及び国が定める評価指標に基づき進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価とPDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公開を行うことにより、市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。	①市はセンター職員対象の研修会の周知を行う ②市はセンター職員の相談支援体制整備を推進する ③市は地域包括支援センターヒアリングを実施する ④市は地域包括支援センター運営協議会を開催し、センターの運営状況に係る点検を行い、センターの課題を踏まえた機能強化策の検討を行う ⑤市及び各センターは地域包括支援センターの周知及び情報公開を行う	随時 随時 年1回 年1回 年度内	職員の資質向上を図るため、内部・外部研修へ積極的に参加する。 適切な制度や地域資源へ繋ぐため、内部会議・事例検討を随時開催し、全職種で対応方法を検討する。 出張相談会を地域の関係機関と協働開催し、相談を受けやすい体制をつくる。	
2. 介護予防の推進	心身の機能低下及び生活機能低下を予防し、要介護状態になることを防ぐために、高齢者がセルフケアできるように環境を整え、個人の取組が継続できるよう支援を行うとともに、個人の意欲を引き出し、興味、関心に応じた地域資源、地域活動と効果的なサービスを活用して目標志向型ケアマネジメントを行う。 高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的かつ拡大していく地域づくりを推進する。	①生活支援コーディネーターや介護予防専門職と協働し、要支援認定者・事業対象者の自立支援、生活機能の維持向上に効果のある目標志向型の介護予防ケアマネジメントを行う ②新規事業対象者のアセスメントの実施にあたり、リハビリテーション専門職の視点を加え、生活自立期間の延伸とセルフケアの獲得に資する介護予防ケアマネジメントを主体的に行う ③自治会等をはじめとする地域や生活支援コーディネーターと連携し、高齢者等が参加するサロンや通いの場等を地域に拡大する ④通いの場等の参加者に対し、介護予防等に関する周知啓発を行う。また、介護予防専門職等と地域をつなぎ、介護予防講座等を積極的に開催する ⑤市と連携し、介護予防ケアマネジメントの資質向上に資する保健師等の研修会を企画・開催する ⑥総合事業及びケアマネジメントの適正な実施と居宅介護支援事業所等への的確な助言・指導を行う	随時 随時 随時 随時 随時 随時	担当者会議や通いの場において個別ケースの課題を把握し、適切な介護予防ケアマネジメントに取り組めるよう支援する。 会食交流会や百歳体操など通いの場へ積極的に出向き、介護予防講座の開催等を通し介護予防を啓発する。併せてセンターの周知を行う。 生活支援コーディネーターと共に地域の担当者や役員会などに出席し、通いの場を継続できるよう支援する。 要支援と事業対象者の認定を受けているサービス未利用者に対し、電話や訪問などで状況確認を行い、継続的な支援を行う。	

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	<p>①国の高齢者虐待対応マニュアル及び鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きに基づき支援を行う</p> <p>②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討のほか、権利擁護支援に関する研修会等の企画開催を通じて、支援力の向上を図る</p> <p>③鶴岡市成年後見制度中核機関と連携し、市民等への制度の趣旨や相談窓口の普及啓発、司法や福祉等多機関が協働した相談支援体制の整備等に係る取組を進める</p>	<p>通年</p> <p>毎月</p> <p>随時</p>	<p>権利擁護に関する研修等に参加することで資質向上を図る。</p> <p>同法人内の包括で定期的に事例検討を行い、対応力向上を図る。</p> <p>法人の他部署と協働で介護者のつどいを開催することで、介護者の孤立や虐待を未然に防ぐ。</p>	
7.ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	<p>①地域包括支援センターは、介護支援専門員の相談窓口となり、助言及び指導を行う</p> <p>②市と連携し、介護支援専門員スキルアップ研修を企画開催する</p> <p>③市と連携し、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上のための研修会を企画開催する</p> <p>④地域包括支援センターは、支援困難事例等を抱える介護支援専門員への相談、助言、指導を行う</p> <p>⑤地域包括支援センターは、居宅介護支援事業所等に対し、国等が示す支援マニュアルなどの活用を促進するとともに相談支援を行う</p>	<p>随時</p> <p>1回</p> <p>1回</p> <p>随時</p> <p>通年</p>	<p>居宅介護支援事業所への訪問や担当者会議への参加を通して、介護支援専門員との関係作りに努め、相談を受けやすい体制を作る。</p> <p>研修会の企画や開催を通し、介護支援専門員の資質向上につながるよう支援を行う。</p> <p>支援困難事例の相談を受けた際には、必要に応じて同行訪問や地域ケア会議を開催し、問題解決に向けた支援方法を検討する。</p>	
8.災害時要支援高齢者の把握と救援支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する支援が必要な高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的の支援につなげる。	<p>①市は、災害時避難場所の周知と災害時個別避難計画の作成支援などの避難支援体制づくりを推進する。地域包括支援センターは、担当地域の町内会、自治会の避難場所の把握及び周知と避難支援体制の確認・共有を行う</p> <p>②市と連携し、地震、風水害などの災害時の支援を行う</p> <p>③地域防災組織等と連携し、高齢者の災害時避難支援体制づくりの取組を進める</p>	<p>随時・通年</p> <p>発生時</p> <p>随時</p>	<p>各地域や町内会等における防災体制の把握に努め、要支援高齢者等と地域の防災組織をつなげる。</p> <p>防災計画やハザードマップ等の情報の確認を行う。</p> <p>BCPをセンター内で共有し、研修を行う。</p>	

令和7年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名：

地域包括支援センターくしびき

管理者名：

畑山 真美

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
1. 地域包括支援センターの機能強化	高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、各センターにおける活動の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービスをはじめ、各種制度や地域資源に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の強化を図る。 市は、運営支援及び国が定める評価指標に基づき進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価とPDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公開を行うことにより、市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。	①市はセンター職員対象の研修会の周知を行う ②市はセンター職員の相談支援体制整備を推進する ③市は地域包括支援センターヒアリングを実施する ④市は地域包括支援センター運営協議会を開催し、センターの運営状況に係る点検を行い、センターの課題を踏まえた機能強化策の検討を行う ⑤市及び各センターは地域包括支援センターの周知及び情報公開を行う	随時 随時 年1回 年1回 年度内	○各職員の専門分野における資質向上、多様化する複合的な課題への支援体制強化につながるよう、関連研修への積極的な参加に努める。 ○関係機関相互の課題に向き合い、法人内に限らず、地域包括支援センター間の速やかな情報共有を図る。 ○地域行事やサロン・百歳体操、各種会議の場に積極的に参加し、顔の見える関係づくりを心がけ、啓発用チラシを活用して広く地域包括支援センターの周知を図る。	随時 随時 随時 随時
2. 介護予防の推進	心身の機能低下及び生活機能低下を予防し、要介護状態になることを防ぐために、高齢者がセルフケアできるように環境を整え、個人の取組が継続できるよう支援を行うとともに、個人の意欲を引き出し、興味、関心に応じた地域資源、地域活動と効果的なサービスを活用して目標志向型ケアマネジメントを行う。 高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的かつ拡大していく地域づくりを推進する。	①生活支援コーディネーターや介護予防専門職と協働し、要支援認定者・事業対象者の自立支援、生活機能の維持向上に効果のある目標志向型の介護予防ケアマネジメントを行う ②新規事業対象者のアセスメントの実施にあたり、リハビリテーション専門職の視点を加え、生活自立期間の延伸とセルフケアの獲得に資する介護予防ケアマネジメントを主体的に行う ③自治会等をはじめとする地域や生活支援コーディネーターと連携し、高齢者等が参加するサロンや通いの場等を地域に拡大する ④通いの場等の参加者に対し、介護予防等に関する周知啓発を行う。また、介護予防専門職等と地域をつなぎ、介護予防講座等を積極的に開催する ⑤市と連携し、介護予防ケアマネジメントの資質向上に資する保健師等の研修会を企画・開催する ⑥総合事業及びケアマネジメントの適正な実施と居宅介護支援事業所等への的確な助言・指導を行う	随時 随時 随時 随時 随時 随時	○介護予防ケアマネジメントマニュアルを活用し、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを実施する。 ○ふれあい福祉講座とタイアップしながら、介護予防講座を積極的に開催する。 ○生活支援コーディネーターと連携して通いの場全体交流会を開催し、継続意欲の向上と今後の活動の一助となるよう支援する。 ○法人内専門職会議で総合事業に関する情報共有や事例の情報交換を行い、資質向上に努める。	随時 随時 随時 随時

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	<p>①国の高齢者虐待対応マニュアル及び鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きに基づき支援を行う</p> <p>②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討のほか、権利擁護支援に関する研修会等の企画開催を通じて、支援力の向上を図る</p> <p>③鶴岡市成年後見制度中核機関と連携し、市民等への制度の趣旨や相談窓口の普及啓発、司法や福祉等多機関が協働した相談支援体制の整備等に係る取組を進める</p>	<p>通年</p> <p>毎月</p> <p>随時</p>	<p>○虐待対応時や支援困難事例など、マニュアルをもとに関係機関と連携し適切な支援につなげる。</p> <p>○法人内3包括で事例検討会を実施し、対応中・終結事例についての検討や振り返りを行ったり、意見交換し、対応力の向上に努める。</p> <p>○地域サロン参加者へ権利擁護の窓口について普及啓発を行う。</p>	<p>随時</p> <p>月1回</p> <p>随時</p>
7.ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	<p>①地域包括支援センターは、介護支援専門員の相談窓口となり、助言及び指導を行う</p> <p>②市と連携し、介護支援専門員スキルアップ研修を企画開催する</p> <p>③市と連携し、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上のための研修会を企画開催する</p> <p>④地域包括支援センターは、支援困難事例等を抱える介護支援専門員への相談、助言、指導を行う</p> <p>⑤地域包括支援センターは、居宅介護支援事業所等に対し、国等が示す支援マニュアルなどの活用を促進するとともに相談支援を行う</p>	<p>随時</p> <p>1回</p> <p>1回</p> <p>随時</p> <p>通年</p>	<p>○地域高齢者関係事業所との情報交換会を開催し、<u>居宅介護支援事業所に留まらず地域の事業所との連携を図ることで、ケアマネジメント支援体制の強化につなげる。</u></p> <p>○介護支援専門員スキルアップ研修、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員研修を企画運営し、事業所間の情報交換の機会を通じて介護支援専門員の資質向上を図る。</p> <p>○ケアプラン点検について介護支援専門員と協働で行い、個々の課題に気づくことで高齢者の自立支援に向けたケアマネジメントの質の向上を図る。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>
8.災害時要支援高齢者の把握と救援支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する支援が必要な高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的の支援につなげる。	<p>①市は、災害時避難場所の周知と災害時個別避難計画の作成支援などの避難支援体制づくりを推進する。地域包括支援センターは、担当地域の町内会、自治会の避難場所の把握及び周知と避難支援体制の確認・共有を行う</p> <p>②市と連携し、地震、風水害などの災害時の支援を行う</p> <p>③地域防災組織等と連携し、高齢者の災害時避難支援体制づくりの取組を進める</p>	<p>随時・通年</p> <p>発生時</p> <p>随時</p>	<p>○地域の实情に合わせて関係機関との情報共有と連携に努める。</p> <p>○地域の防災への取り組みを知り、災害ハザードマップ及び避難所等の情報を確認し共有する。</p> <p>○作成したBCP(事業継続計画)に沿って、研修を実施し体制の強化と見直しなどを検討する。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>

令和7年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名:

地域包括支援センターつくし

管理者名:

長谷川 典子

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
1. 地域包括支援センターの機能強化	<p>高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、各センターにおける活動の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービスをはじめ、各種制度や地域資源に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の強化を図る。</p> <p>市は、運営支援及び国が定める評価指標に基づき進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価とPDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公開を行うことにより、市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。</p>	<p>①市はセンター職員対象の研修会の周知を行う</p> <p>②市はセンター職員の相談支援体制整備を推進する</p> <p>③市は地域包括支援センターヒアリングを実施する</p> <p>④市は地域包括支援センター運営協議会を開催し、センターの運営状況に係る点検を行い、センターの課題を踏まえた機能強化策の検討を行う</p> <p>⑤市及び各センターは地域包括支援センターの周知及び情報公開を行う</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>年1回</p> <p>年1回</p> <p>年度内</p>	<p>①事例検討を行い職員の質の向上に努める。</p> <p>②資質向上のためにオンライン研修も含め外部研修に参加し知識の習得と技術の向上に努める。</p> <p>③ワークシートを活用し、地域のニーズを確認しながら、情報提供できる体制を整える。</p> <p>④前年度のヒアリング結果をもとに事業内容の検討を行う。</p> <p>⑤地域ケア推進担当者の紹介チラシを作成し全戸配布を行う。</p>	<p>①②</p> <p>③ 随時</p> <p>④6月</p> <p>⑤上半期</p>
2. 介護予防の推進	<p>心身の機能低下及び生活機能低下を予防し、要介護状態になることを防ぐために、高齢者がセルフケアできるように環境を整え、個人の取組が継続できるよう支援を行うとともに、個人の意欲を引き出し、興味、関心に応じた地域資源、地域活動と効果的なサービスを活用して目標志向型ケアマネジメントを行う。</p> <p>高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的かつ拡大していく地域づくりを推進する。</p>	<p>①生活支援コーディネーターや介護予防専門職と協働し、要支援認定者・事業対象者の自立支援、生活機能の維持向上に効果のある目標志向型の介護予防ケアマネジメントを行う</p> <p>②新規事業対象者のアセスメントの実施にあたり、リハビリテーション専門職の視点を加え、生活自立期間の延伸とセルフケアの獲得に資する介護予防ケアマネジメントを主体的に行う</p> <p>③自治会等をはじめとする地域や生活支援コーディネーターと連携し、高齢者等が参加するサロンや通いの場等を地域に拡大する</p> <p>④通いの場等の参加者に対し、介護予防等に関する周知啓発を行う。また、介護予防専門職等と地域をつなぎ、介護予防講座等を積極的に開催する</p> <p>⑤市と連携し、介護予防ケアマネジメントの資質向上に資する保健師等の研修会を企画・開催する</p> <p>⑥総合事業及びケアマネジメントの適正な実施と居宅介護支援事業所等への的確な助言・指導を行う</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>	<p>①通いの場への参加や広報誌を活用し、介護予防の普及啓発に努める。</p> <p>②フレイル状態の高齢者の早期把握に努める。</p> <p>③サービス未利用者の状況確認を行い、適切なサービスにつなげる。</p> <p>④通いの場に定期的に参加し各団体のニーズに応じた支援を行う。</p> <p>⑤健康課保健師と連携し健康講座を行う。</p>	<p>随時</p>

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①国の高齢者虐待対応マニュアル及び鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きに基づき支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討のほか、権利擁護支援に関する研修会等の企画開催を通じて、支援力の向上を図る ③鶴岡市成年後見制度中核機関と連携し、市民等への制度の趣旨や相談窓口の普及啓発、司法や福祉等多機関が協働した相談支援体制の整備等に係る取組を進める	通年 毎月 随時	①成年後見制度普及のため、広報誌への掲載や出前講座を行う。また、必要時、成年後見制度の申し立て支援を行う。 ②地域住民や関係機関に対し、虐待防止および予防啓発に努める。 ③市と連携し、迅速に多職種で支援するとともに事例検討を行い、対応力向上に努める。 ④関係機関と連携を図り、消費者被害情報の把握および啓発活動を行う。 ⑤エリア内居宅介護支援事業所に鶴岡市成年後見センターの周知を行う。	①② ③④ 随時 ⑤6月
7.ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	①地域包括支援センターは、介護支援専門員の相談窓口となり、助言及び指導を行う ②市と連携し、介護支援専門員スキルアップ研修を企画開催する ③市と連携し、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上のための研修会を企画開催する ④地域包括支援センターは、支援困難事例等を抱える介護支援専門員への相談、助言、指導を行う ⑤地域包括支援センターは、居宅介護支援事業所等に対し、国等が示す支援マニュアルなどの活用を促進するとともに相談支援を行う	随時 1回 1回 随時 通年	①居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員と連携し、支援困難事例に対応する。 ②居宅介護支援事業所を訪問し、相談しやすい体制づくりに努める。 ③居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員と共同で事例検討会を開催する。	随時
8.災害時要支援高齢者の把握と救援支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する支援が必要な高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的支援につなげる。	①市は、災害時避難場所の周知と災害時個別避難計画の作成支援などの避難支援体制づくりを推進する。地域包括支援センターは、担当地域の町内会、自治会の避難場所の把握及び周知と避難支援体制の確認・共有を行う ②市と連携し、地震、風水害などの災害時の支援を行う ③地域防災組織等と連携し、高齢者の災害時避難支援体制づくりの取組を進める	随時・通年 発生時 随時	①災害時に自ら避難することが困難で支援を要する高齢者の名簿作成等を行い、把握に努める。 ②個別訪問時避難先の確認を行う。 ③民生委員と介護支援専門員と連絡をとり、速やかに情報交換を行い災害対策マニュアルに沿って対応する。 ④災害対策マニュアルを年度末更新する。 ⑤業務継続計画の定期的な更新を行う。	①② ③随時 ④⑤定期

令和7年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名：

健楽園地域包括支援センター

管理者名：

澁谷玲子

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
1. 地域包括支援センターの機能強化	<p>高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、各センターにおける活動の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービスをはじめ、各種制度や地域資源に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の強化を図る。</p> <p>市は、運営支援及び国が定める評価指標に基づき進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価とPDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公開を行うことにより、市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。</p>	<p>①市はセンター職員対象の研修会の周知を行う</p> <p>②市はセンター職員の相談支援体制整備を推進する</p> <p>③市は地域包括支援センターヒアリングを実施する</p> <p>④市は地域包括支援センター運営協議会を開催し、センターの運営状況に係る点検を行い、センターの課題を踏まえた機能強化策の検討を行う</p> <p>⑤市及び各センターは地域包括支援センターの周知及び情報公開を行う</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>年1回</p> <p>年1回</p> <p>年度内</p>	<p>・地域包括支援センターの3職種の専門研修、外部研修へ、オンライン研修も含め積極的に参加する。</p> <p>・相談体制においては、学区担当制としながらも、職種の専門性を活かし、関係機関との連携も含め相談支援体制を整備する。</p> <p>・定期的に、地域包括支援センター内定例会議で情報共有・検討し、責任体制を明確にする。</p> <p>・地域包括支援センターで内部研修や定期的及び随時事例検討を実施する。</p> <p>・鶴岡市の運営方針をふまえ事業を行い、計画に沿って事業及び業務を実施する。事業所内では業務運営自己評価をもとに評価・点検を行い、改善点を明らかにする。</p> <p>・<u>地域包括支援センター広報誌の内容の充実化を図ると共に、Web版の一般介護予防講座のページに広報誌を掲載する等し、多くの機会に地域包括支援センターの周知を図る。</u></p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>週1回</p> <p>月1回</p> <p>通年</p> <p>通年</p>
2. 介護予防の推進	<p>心身の機能低下及び生活機能低下を予防し、要介護状態になることを防ぐために、高齢者がセルフケアできるように環境を整え、個人の取組が継続できるよう支援を行うとともに、個人の意欲を引き出し、興味、関心に応じた地域資源、地域活動と効果的なサービスを活用して目標志向型ケアマネジメントを行う。</p> <p>高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的かつ拡大していく地域づくりを推進する。</p>	<p>①生活支援コーディネーターや介護予防専門職と協働し、要支援認定者・事業対象者の自立支援、生活機能の維持向上に効果のある目標志向型の介護予防ケアマネジメントを行う</p> <p>②新規事業対象者のアセスメントの実施にあたり、リハビリテーション専門職の視点を加え、生活自立期間の延伸とセルフケアの獲得に資する介護予防ケアマネジメントを主体的に行う</p> <p>③自治会等をはじめとする地域や生活支援コーディネーターと連携し、高齢者等が参加するサロンや通いの場等を地域に拡大する</p> <p>④通いの場等の参加者に対し、介護予防等に関する周知啓発を行う。また、介護予防専門職等と地域をつなぎ、介護予防講座等を積極的に開催する</p> <p>⑤市と連携し、介護予防ケアマネジメントの資質向上に資する保健師等の研修会を企画・開催する</p> <p>⑥総合事業及びケアマネジメントの適正な実施と居宅介護支援事業所等への的確な助言・指導を行う</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>	<p>・アセスメント視点は専門職の意見も参考にしながら、高齢者自身が目標志向型で介護予防に取り組んでいく事ができるよう、介護予防マネジメントを行う。</p> <p>・生活支援コーディネーター、町内会、関係機関と連携して地域の通いの場づくり、いきいき百歳体操の立ち上げを働きかける。また、地域との関係が希薄な高齢者に働きかけ、社会参加の機会を促す。</p> <p>・地域住民を対象に介護予防講座を開催し、心身機能の低下予防、フレイル対策の周知を促し、介護予防の意欲を喚起する。また、未開催地域もあるので、手段の一つとして広報誌やWeb版一般介護予防講座の活用を周知し、主体的に介護予防に取り組めるように働きかける。</p> <p>・保健師等会議や各種研修会を通し情報共有及び専門職としての知識向上に努める。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関、さらには各種制度や地域資源につなげる等の支援を行う。 その際は重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、相談者の属性や世代に関わらず、全世代全対象型の相談支援機関として、その相談を受け止めるとともに、必要に応じて多機関協働事業者(担当は鶴岡市社会福祉協議会地域福祉課・各地域福祉センター)につなぎ、関係機関と協働した個別支援・世帯支援を行う。	①各種相談をワンストップで受け付け、専門職がチームで支援を行う ②学区社協事業や民生委員定例会議等に参画し、要援護高齢者の情報を把握・共有する ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を把握し支援につなげる	随時 随時 随時	・各種研修に参加し専門職としての資質向上に努め、チームで検討し対応する。複雑多様化した相談はワンストップで受け付け、必要に応じて関係機関とそれぞれの役割を理解し連携を図る。 ・民生委員定例会議へ定期的に参加し、相談窓口として周知する。潜在している支援が必要な高齢者の情報収集と共有の後、早期に適切な支援に繋げる。 ・多くの機会総合相談窓口としての周知を図る。地域包括支援センターの広報誌をWeb版の一般介護予防講座へ掲載し、幅広い範囲に周知を図る。	随時 随時 通年
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①国の高齢者虐待対応マニュアル及び鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きに基づき支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討のほか、権利擁護支援に関する研修会等の企画開催を通じて、支援力の向上を図る ③鶴岡市成年後見制度中核機関と連携し、市民等への制度の趣旨や相談窓口の普及啓発、司法や福祉等多機関が協働した相談支援体制の整備等に係る取組を進める	通年 毎月 随時	・高齢者虐待の対応については、国や鶴岡市のマニュアルに基づき、市や専門職で検討し支援する。 ・社会福祉士定例会や事例検討会、また包括内の権利擁護に関する研修を定期的に行い、自己研鑽により資質向上を図る。 ・多くの機会において権利擁護に係る啓発を行う。また、地域包括支援センターの広報誌を用いて啓発する。	通年 随時 適宜
7.ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	①地域包括支援センターは、介護支援専門員の相談窓口となり、助言及び指導を行う ②市と連携し、介護支援専門員スキルアップ研修を企画開催する ③市と連携し、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上のための研修会を企画開催する ④地域包括支援センターは、支援困難事例等を抱える介護支援専門員への相談、助言、指導を行う ⑤地域包括支援センターは、居宅介護支援事業所等に対し、国等が示す支援マニュアルなどの活用を促進するとともに相談支援を行う	随時 1回 1回 随時 通年	・介護支援専門員の相談窓口として課題の把握に努め、随時情報交換、情報提供し連携を図る。 ・市と連携し、研修会の企画、運営を行う。 ・地域包括支援センター担当圏域の主任介護支援専門員と合同研修会を企画開催する。合同研修会では、地域の介護支援専門員同士の顔の見える関係の構築、質の向上、また業務に活かせる内容の研修会開催を目指す。 ・介護支援専門員からの支援困難事例への対応は、マニュアルに沿い、必要に応じ関係機関とも情報共有、連携し支援する。また、担当介護支援専門員の気づきを促す支援を行う。	通年 通年 1回 随時
8.災害時要支援高齢者の把握と救援支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する支援が必要な高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的の支援につなげる。	①市は、災害時避難場所の周知と災害時個別避難計画の作成支援などの避難支援体制づくりを推進する。地域包括支援センターは、担当地域の町内会、自治会の避難場所の把握及び周知と避難支援体制の確認・共有を行う ②市と連携し、地震、風水害などの災害時の支援を行う ③地域防災組織等と連携し、高齢者の災害時避難支援体制づくりの取組を進める	随時・通年 発生時 随時	・第1学区は防災福祉ネットワークの構築に向け、地域役員、地域ケア推進担当者で、支援が必要な高齢者の把握や避難支援体制の効果的支援について協働で取組を進めていく。 ・第4学区ではマップ作りを通し、町内会役員と共に支援が必要な高齢者の把握や避難支援体制づくりの取組を進めていく。 ・各町内会ごと一次避難先、二次避難先を明確にし、課題について地域と情報共有し、有事の際に備える。 ・地域のサロン等に出向いた際は避難所や避難方法等の周知を図る。 ・地震、風水害などの災害時は市や地域防災組織等と連携し支援協力する。	通年 通年 随時 随時 随時

令和7年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名：

永寿荘地域包括支援センター

管理者名：

清和ゆう

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
1. 地域包括支援センターの機能強化	高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、各センターにおける活動の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービスをはじめ、各種制度や地域資源に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の強化を図る。市は、運営支援及び国が定める評価指標に基づき進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価とPDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公開を行うことにより、市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。	①市はセンター職員対象の研修会の周知を行う ②市はセンター職員の相談支援体制整備を推進する ③市は地域包括支援センターヒアリングを実施する ④市は地域包括支援センター運営協議会を開催し、センターの運営状況に係る点検を行い、センターの課題を踏まえた機能強化策の検討を行う ⑤市及び各センターは地域包括支援センターの周知及び情報公開を行う	随時 随時 年1回 年1回 年度内	①外部研修会に積極的に参加し、その内容を包括内部間で伝達研修を行うことにより、職員の資質向上を図る。 ②3職種がチームとなって関わり、また、関係機関との連携を図りながら適切な相談支援を行う。 ③市のヒアリング評価や運営活動評価を踏まえて、計画作成、点検を行う。 ④ホームページによる情報公開、および地域に積極的に出向き、チラシ等を活用しながら、地域包括支援センターの周知活動を継続して行う。	随時 通年 年1回 通年
2. 介護予防の推進	心身の機能低下及び生活機能低下を予防し、要介護状態になることを防ぐために、高齢者がセルフケアできるように環境を整え、個人の取組が継続できるよう支援を行うとともに、個人の意欲を引き出し、興味、関心に応じた地域資源、地域活動と効果的なサービスを活用して目標志向型ケアマネジメントを行う。高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的かつ拡大していく地域づくりを推進する。	①生活支援コーディネーターや介護予防専門職と協働し、要支援認定者・事業対象者の自立支援、生活機能の維持向上に効果のある目標志向型の介護予防ケアマネジメントを行う ②新規事業対象者のアセスメントの実施にあたり、リハビリテーション専門職の視点を加え、生活自立期間の延伸とセルフケアの獲得に資する介護予防ケアマネジメントを主体的に行う ③自治会等をはじめとする地域や生活支援コーディネーターと連携し、高齢者等が参加するサロンや通いの場等を地域に拡大する ④通いの場等の参加者に対し、介護予防等に関する周知啓発を行う。また、介護予防専門職等と地域をつなぎ、介護予防講座等を積極的に開催する ⑤市と連携し、介護予防ケアマネジメントの資質向上に資する保健師等の研修会を企画・開催する ⑥総合事業及びケアマネジメントの適正な実施と居宅介護支援事業所等への的確な助言・指導を行う	随時 随時 随時 随時 随時	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施及び委託ケースのマネジメントを支援をする。 ②目標志向型やリハビリテーション専門職の視点を活用できるように、内部で確認しながら、実践できるように勧めていく。 ③サロンの立ち上げ、休止中の活動再開支援を地域ケア推進担当者と協働して行われるよう働きかける。定期的にサロン等の地域で介護予防講座の開催や情報提供を行い、地域住民への予防の意識づけを図っていく。 ④介護予防ケアマネジメントの資質向上に資する保健師等の研修会に参加または、内部研修にて情報共有をする。 ⑤介護予防ケアマネジメントマニュアル改訂版を随時確認し、各専門職の理解の統一を図り、適切なマネジメントの実施及び委託ケアマネへの後方支援を行う。	通年 随時 通年 随時 随時

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①国の高齢者虐待対応マニュアル及び鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きに基づき支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討のほか、権利擁護支援に関する研修会等の企画開催を通じて、支援力の向上を図る ③鶴岡市成年後見制度中核機関と連携し、市民等への制度の趣旨や相談窓口の普及啓発、司法や福祉等多機関が協働した相談支援体制の整備等に係る取組を進める	通年 毎月 随時	①実際の高齢者虐待事例をもとに、包括内部で研修会を実施し、虐待の早期発見と対応スキルの向上を図る。 ②社会福祉士が外部の研修で学んだことを包括内部で伝達研修として実施し、権利擁護に関する専門知識を包括全体で深める。 ③認知症のある独居高齢者やその家族、担当しているケアマネ等、制度の利用が望ましいケースに対し、成年後見制度の情報を提供し、必要であれば申し立て支援を行う。	通年 年度内 随時
7.ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	①地域包括支援センターは、介護支援専門員の相談窓口となり、助言及び指導を行う ②市と連携し、介護支援専門員スキルアップ研修を企画開催する ③市と連携し、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上のための研修会を企画開催する ④地域包括支援センターは、支援困難事例等を抱える介護支援専門員への相談、助言、指導を行う ⑤地域包括支援センターは、居宅介護支援事業所等に対し、国等が示す支援マニュアルなどの活用を促進するとともに相談支援を行う	随時 1回 1回 随時 通年	①居宅介護支援事業所や小規模多機能に所属する介護支援専門員に対し、マネジメントに必要なスキルアップ研修や情報提供を行い、対応が困難な場面でも迅速に相談ができる関係性をつくる。 ②支援困難ケースでは、マニュアル等を活用し、関係機関との連携を図りながら、解決に向けてケアマネの後方支援を行う。 ③委託のマネジメントについて、サービス担当者会議に参加しながら、ケアマネからの確認や相談に対応していく。	随時 随時 随時
8.災害時要支援高齢者の把握と救援支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する支援が必要な高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的支援につなげる。	①市は、災害時避難場所の周知と災害時個別避難計画の作成支援などの避難支援体制づくりを推進する。地域包括支援センターは、担当地域の町内会、自治会の避難場所の把握及び周知と避難支援体制の確認・共有を行う ②市と連携し、地震、風水害などの災害時の支援を行う ③地域防災組織等と連携し、高齢者の災害時避難支援体制づくりの取組を進める	随時・通年 発生時 随時	①災害時避難場所の把握と避難支援体制の確認をする。サロン等の場で担当地域の避難場所の周知をする。 ②災害マニュアルの見直しを行う。 ③地域で推進する防災体制の整備を支援する。	随時 年度内 通年

令和7年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名:

鶴岡西地域包括支援センター

管理者名: 佐藤 奈保子

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
1. 地域包括支援センターの機能強化	<p>高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、各センターにおける活動の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービスをはじめ、各種制度や地域資源に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の強化を図る。</p> <p>市は、運営支援及び国が定める評価指標に基づき進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価とPDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公開を行うことにより、市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。</p>	<p>①市はセンター職員対象の研修会の周知を行う</p> <p>②市はセンター職員の相談支援体制整備を推進する</p> <p>③市は地域包括支援センターヒアリングを実施する</p> <p>④市は地域包括支援センター運営協議会を開催し、センターの運営状況に係る点検を行い、センターの課題を踏まえた機能強化策の検討を行う</p> <p>⑤市及び各センターは地域包括支援センターの周知及び情報公開を行う</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>年1回</p> <p>年1回</p> <p>年度内</p>	<p>・職員個々が事業所内の研修計画に沿い研修に参加し、職員間で情報共有しながら、必要な方に適切な支援が届くよう、センターの質の向上を図る。</p> <p>・身近な地域の総合相談の拠点として、多様化する相談業務に対応できるよう、他機関の役割を理解し連携してワンストップの相談窓口を目指す。</p> <p>・一年の半期に職員間で活動計画の事業内容の進捗状況評価を確認しながら事業を進められるようにする。</p> <p>・地域ケア推進担当者会議で情報共有しながら相談支援にあたり、複合的な課題について重層支援体制整備へ繋ぐ等検討を重ねる。</p> <p>・住民が地域の総合相談窓口を把握することができるよう地域回覧や地域のあらゆる機会に出向き、ホームページを活用しながら包括の周知を進める。</p> <p>・包括が円滑に運営できるよう地域の課題や事業の問題点等、地域包括ケア推進課と情報提供したり、包括連絡会ヒアリング等で意見交換できるようにする。</p>	<p>随時</p> <p>9月</p> <p>年度内</p>
2. 介護予防の推進	<p>心身の機能低下及び生活機能低下を予防し、要介護状態になることを防ぐために、高齢者がセルフケアできるように環境を整え、個人の取組が継続できるよう支援を行うとともに、個人の意欲を引き出し、興味、関心に応じた地域資源、地域活動と効果的なサービスを活用して目標志向型ケアマネジメントを行う。</p> <p>高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的かつ拡大していく地域づくりを推進する。</p>	<p>①生活支援コーディネーターや介護予防専門職と協働し、要支援認定者・事業対象者の自立支援、生活機能の維持向上に効果のある目標志向型の介護予防ケアマネジメントを行う</p> <p>②新規事業対象者のアセスメントの実施にあたり、リハビリテーション専門職の視点を加え、生活自立期間の延伸とセルフケアの獲得に資する介護予防ケアマネジメントを主体的に行う</p> <p>③自治会等をはじめとする地域や生活支援コーディネーターと連携し、高齢者等が参加するサロンや通いの場等を地域に拡大する</p> <p>④通いの場等の参加者に対し、介護予防等に関する周知啓発を行う。また、介護予防専門職等と地域をつなぎ、介護予防講座等を積極的に開催する</p> <p>⑤市と連携し、介護予防ケアマネジメントの資質向上に資する保健師等の研修会を企画・開催する</p> <p>⑥総合事業及びケアマネジメントの適正な実施と居宅介護支援事業所等への的確な助言・指導を行う</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>	<p>・要支援認定者・事業対象者について随時包括内や推進担当者会議で情報共有し、自立支援型地域ケア会議も活用しながら、目標志向型の介護予防ケアマネジメントを行う。</p> <p>・新規事業対象者の生活自立期間の延伸とセルフケアの獲得を目指し、リハビリテーション専門職の視点を加味し、アセスメントを実施する。</p> <p>・地域の実情や課題を把握しながら、生活支援コーディネーターや関係機関・団体と連携し通いの場等の拡大に努める。</p> <p>・サロンや老人クラブ等、地域高齢者が集まる場所へ出向き、介護予防の普及啓発を行う。その中で生活支援コーディネーターと連携し、フレイル状態の高齢者を早期に把握し、個人・団体がより効果的な介護予防活動を継続できるよう専門職と連携し支援する。</p> <p>・定例会で介護予防ケアマネジメント研修会の開催を検討する。定例会や自立支援型地域ケア会議を活用し、個のケアマネジメントの向上に努める。</p> <p>・様々な会議での学びや地域課題は地域ケア推進担当者と情報共有し連携を図る。</p> <p>・総合事業やケアマネジメントについて適切に実施できるように研修等を通して学び、居宅介護支援事業所等と情報共有し、必要時働きかけていく。</p>	<p>定期・随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			
		全市		各センター(内容、時期・回数等)	時期
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①国の高齢者虐待対応マニュアル及び鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きに基づき支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討のほか、権利擁護支援に関する研修会等の企画開催を通じて、支援力の向上を図る ③鶴岡市成年後見制度中核機関と連携し、市民等への制度の趣旨や相談窓口の普及啓発、司法や福祉等多機関が協働した相談支援体制の整備等に係る取組を進める	通年 毎月 随時	・支援困難な相談に対応できるよう、専門職の研修会と事例検討には参加し、資質向上を図る。 ・民協定例会や地域活動において高齢者の権利擁護、高齢者虐待について周知し、地域の高齢者が安心して暮らす事ができるよう、常日頃からの関係機関の関係構築を図る。 ・消費者被害防止等の周知を地域活動の中に取り入れ、啓発に励む。 ・成年後見制度について、地域課題を伝達できるよう業務にあたり、高齢者の権利擁護の推進を積極的に図れるよう自己研鑽に励む。	定期 随時 随時
7.ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	①地域包括支援センターは、介護支援専門員の相談窓口となり、助言及び指導を行う ②市と連携し、介護支援専門員スキルアップ研修を企画開催する ③市と連携し、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上のための研修会を企画開催する ④地域包括支援センターは、支援困難事例等を抱える介護支援専門員への相談、助言、指導を行う ⑤地域包括支援センターは、居宅介護支援事業所等に対し、国等が示す支援マニュアルなどの活用を促進するとともに相談支援を行う	随時 1回 1回 随時 通年	・専門職定例会に参加し、事例検討や研修企画・運営の中で介護支援専門員のニーズや、相談対応に悩むケースの傾向を共有し助言に活かす。 ・ケアプラン点検、法人居宅の事例検討や振り返りの会を通して実践力向上を図る。 ・支援困難ケースについて、相談票の活用や、必要時個別ケア会議を開催し、支援策の検討や後方支援を行う。 ・ケアマネジメントの指針となるマニュアル等の効果的な活用を促し、ケアマネジメントの質の向上を図る。 ・日頃の自己研鑽を目指す。	定期・随時 8月・10月 必要時 随時 随時
8.災害時要支援高齢者の把握と救援支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する支援が必要な高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的支援につなげる。	①市は、災害時避難場所の周知と災害時個別避難計画の作成支援などの避難支援体制づくりを推進する。地域包括支援センターは、担当地域の町内会、自治会の避難場所の把握及び周知と避難支援体制の確認・共有を行う ②市と連携し、地震、風水害などの災害時の支援を行う ③地域防災組織等と連携し、高齢者の災害時避難支援体制づくりの取組を進める	随時・通年 発生時 随時	・BCPの作成における緊急連絡先や安否確認の優先順位の台帳確認を行い、有事の際に備える。 ・担当地域の津波、洪水等のハザードマップを職員間で共有する。 ・避難行動要支援者個別避難計画の作成協力や、担当地域の要援護者の災害時の避難体制、取り組みを把握し避難体制作りへの働きかけを行う。	随時・通年

令和7年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名：

地域包括支援センターふじしま

管理者名：

小野寺 陽子

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市		各センター(内容、時期・回数等)	時期
1. 地域包括支援センターの機能強化	高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、各センターにおける活動の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービスをはじめ、各種制度や地域資源に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の強化を図る。 市は、運営支援及び国が定める評価指標に基づき進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価とPDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公開を行うことにより、市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。	①市はセンター職員対象の研修会の周知を行う ②市はセンター職員の相談支援体制整備を推進する ③市は地域包括支援センターヒアリングを実施する ④市は地域包括支援センター運営協議会を開催し、センターの運営状況に係る点検を行い、センターの課題を踏まえた機能強化策の検討を行う ⑤市及び各センターは地域包括支援センターの周知及び情報公開を行う	随時 随時 年1回 年1回 年度内	①外部研修の積極的参加(ICTも活用) ②法人内での研修会参加、講師 ③毎朝のミーティングにより情報共有、方向性の確認、ケアカンファレンス ④毎月末に包括会議開催し各専門職からの報告、研修報告、事業立案など ⑤全戸配布の広報発行にて情報発信 ⑥法人ホームページにて情報発信 ①～⑥生活支援コーディネーターは全て参画	随時 随時 毎日 毎月 7月2月定期的に更新
2. 介護予防の推進	心身の機能低下及び生活機能低下を予防し、要介護状態になることを防ぐために、高齢者がセルフケアできるように環境を整え、個人の取組が継続できるよう支援を行うとともに、個人の意欲を引き出し、興味、関心に応じた地域資源、地域活動と効果的なサービスを活用して目標志向型ケアマネジメントを行う。 高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的かつ拡大していく地域づくりを推進する。	①生活支援コーディネーターや介護予防専門職と協働し、要支援認定者・事業対象者の自立支援、生活機能の維持向上に効果のある目標志向型の介護予防ケアマネジメントを行う ②新規事業対象者のアセスメントの実施にあたり、リハビリテーション専門職の視点を加え、生活自立期間の延伸とセルフケアの獲得に資する介護予防ケアマネジメントを主体的に行う ③自治会等をはじめとする地域や生活支援コーディネーターと連携し、高齢者等が参加するサロンや通いの場等を地域に拡大する ④通いの場等の参加者に対し、介護予防等に関する周知啓発を行う。また、介護予防専門職等と地域をつなぎ、介護予防講座等を積極的に開催する ⑤市と連携し、介護予防ケアマネジメントの資質向上に資する保健師等の研修会を企画・開催する ⑥総合事業及びケアマネジメントの適正な実施と居宅介護支援事業所等への的確な助言・指導を行う	随時 随時 随時 随時 随時 随時	①要支援認定者・事業対象者の適正な介護予防ケアマネジメントの実施 ②介護予防教室の開催への周知、開催にて介護予防等情報を積極的に周知啓発 ③広報紙面においても介護予防に資する記事を記載し周知啓発 ④生活支援コーディネーターと連携し、通いの場等の周知啓発と支援 ①～③生活支援コーディネーター協働・連携	随時 随時 7月2月 随時 随時

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	<p>①国の高齢者虐待対応マニュアル及び鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きに基づき支援を行う</p> <p>②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討のほか、権利擁護支援に関する研修会等の企画開催を通じて、支援力の向上を図る</p> <p>③鶴岡市成年後見制度中核機関と連携し、市民等への制度の趣旨や相談窓口の普及啓発、司法や福祉等多機関が協働した相談支援体制の整備等に係る取組を進める</p>	<p>通年</p> <p>毎月</p> <p>随時</p>	<p>①広報発行や地域活動を通し、権利擁護の普及啓発を行う</p> <p>②関係各機関との連携、協働による迅速な要援護者の支援</p> <p>③各種会議(受任者調整会議等)、研修会への参加</p>	随時 通年
7.ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	<p>①地域包括支援センターは、介護支援専門員の相談窓口となり、助言及び指導を行う</p> <p>②市と連携し、介護支援専門員スキルアップ研修を企画開催する</p> <p>③市と連携し、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上のための研修会を企画開催する</p> <p>④地域包括支援センターは、支援困難事例等を抱える介護支援専門員への相談、助言、指導を行う</p> <p>⑤地域包括支援センターは、居宅介護支援事業所等に対し、国等が示す支援マニュアルなどの活用を促進するとともに相談支援を行う</p>	<p>随時</p> <p>1回</p> <p>1回</p> <p>随時</p> <p>通年</p>	<p>①困難事例を抱える介護支援専門員の相談対応</p> <p>②個別ケア会議開催による介護支援専門員支援</p> <p>③居宅介護支援事業所に対する情報提供</p> <p>④事例検討会の開催、参加</p>	随時 通年
8.災害時要支援高齢者の把握と救援支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する支援が必要な高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的の支援につなげる。	<p>①市は、災害時避難場所の周知と災害時個別避難計画の作成支援などの避難支援体制づくりを推進する。地域包括支援センターは、担当地域の町内会、自治会の避難場所の把握及び周知と避難支援体制の確認・共有を行う</p> <p>②市と連携し、地震、風水害などの災害時の支援を行う</p> <p>③地域防災組織等と連携し、高齢者の災害時避難支援体制づくりの取組を進める</p>	<p>随時・通年</p> <p>発生時</p> <p>随時</p>	<p>①災害発生時の要援護者の安否確認等</p> <p>②災害発生時(感染症を含む)の対応マニュアル(BCP含む)を法人・包括ごとに定期的に見直す</p> <p>①②生活支援コーディネーター協働・連携</p>	随時 通年

令和7年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名:

地域包括支援センターはぐる

管理者名:

今井直美

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
1. 地域包括支援センターの機能強化	<p>高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、各センターにおける活動の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービスをはじめ、各種制度や地域資源に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の強化を図る。</p> <p>市は、運営支援及び国が定める評価指標に基づき進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価とPDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公開を行うことにより、市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。</p>	<p>①市はセンター職員対象の研修会の周知を行う</p> <p>②市はセンター職員の相談支援体制整備を推進する</p> <p>③市は地域包括支援センターヒアリングを実施する</p> <p>④市は地域包括支援センター運営協議会を開催し、センターの運営状況に係る点検を行い、センターの課題を踏まえた機能強化策の検討を行う</p> <p>⑤市及び各センターは地域包括支援センターの周知及び情報公開を行う</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>年1回</p> <p>年1回</p> <p>年度内</p>	<p>①複合的課題のある相談内容に対応できるように積極的に外部研修に参加し自己研鑽に努め、活動の質の向上を図る。</p> <p>①②課内会議を実施し職員の質の向上を図る。</p> <p>②庁舎内ワンストップ機能を活用し地域ケア推進担当者や各関係機関と連携し早期課題解決に向けて支援を行う。</p> <p>⑤地域の通いの場や地域事業へ積極的に参加し、包括のチラシや法人広報を活用し周知活動を行う。</p>	
2. 介護予防の推進	<p>心身の機能低下及び生活機能低下を予防し、要介護状態になることを防ぐために、高齢者がセルフケアできるように環境を整え、個人の取組が継続できるよう支援を行うとともに、個人の意欲を引き出し、興味、関心に応じた地域資源、地域活動と効果的なサービスを活用して目標志向型ケアマネジメントを行う。高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的かつ拡大していく地域づくりを推進する。</p>	<p>①生活支援コーディネーターや介護予防専門職と協働し、要支援認定者・事業対象者の自立支援、生活機能の維持向上に効果のある目標志向型の介護予防ケアマネジメントを行う</p> <p>②新規事業対象者のアセスメントの実施にあたり、リハビリテーション専門職の視点を加え、生活自立期間の延伸とセルフケアの獲得に資する介護予防ケアマネジメントを主体的に行う</p> <p>③自治会等をはじめとする地域や生活支援コーディネーターと連携し、高齢者等が参加するサロンや通いの場等を地域に拡大する</p> <p>④通いの場等の参加者に対し、介護予防等に関する周知啓発を行う。また、介護予防専門職等と地域をつなぎ、介護予防講座等を積極的に開催する</p> <p>⑤市と連携し、介護予防ケアマネジメントの資質向上に資する保健師等の研修会を企画・開催する</p> <p>⑥総合事業及びケアマネジメントの適正な実施と居宅介護支援事業所等への的確な助言・指導を行う</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>	<p>①生活支援コーディネーターと一体的に通いの場へ参加し、地域活動支援と効果的なサービスの情報提供を行う。また、介護予防専門職と協働しながら介護予防講座を実施する。(随時)</p> <p>②リハ専門職によるアセスメントを効果的に用いながら、対象者にとって効果的なマネジメントを行う。(随時)</p> <p>③地域の通いの場や地域事業へ積極的に参加する中で、魅力的な活動をしている他団体を紹介し、複数加入による社会参加の促進を図る</p> <p>③活動休止中の団体に対して、活動再開に向けた働きかけを行う</p> <p>③新たな集いの場となりそうな資源の情報収集を行う</p> <p>③地域の各関係組織や生活支援コーディネーターと連携し、サロンや通いの場に出て地域課題の把握や地域事業の企画・運営を図る。(随時)</p> <p>④関係団体と連携し、地域の通いの場を主宰している方々との意見交換会を実施する</p> <p>⑤保健師定例会にて一部改正に伴うケアマネジメントマニュアルの改正について検討・集約を図る。</p> <p>⑤動画配信による研修で居宅支援事業所等に情報共有を図り、疑問点については集約し、課内や保健師定例会にて検討を図る。</p> <p>⑥マニュアルを確認しながら適正なケアマネジメントを実施し、居宅介護支援事業所へ助言・指導を行う</p>	

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関、さらには各種制度や地域資源につなげる等の支援を行う。 その際は重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、相談者の属性や世代に関わらず、全世代全対象型の相談支援機関として、その相談を受け止めるとともに、必要に応じて多機関協働事業者(担当は鶴岡市社会福祉協議会地域福祉課・各地域福祉センター)につなぎ、関係機関と協働した個別支援・世帯支援を行う。	①各種相談をワンストップで受け付け、専門職がチームで支援を行う ②学区社協事業や民生委員定例会議等に参画し、要援護高齢者の情報を把握・共有する ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を把握し支援につなげる	随時 随時 随時	①庁舎のワンストップ機能を活用し、専門職や関係機関と連携・情報共有しながら、課題の早期解決に努める ②学区社協事業や民生委員定例会に参画し、要援護者の情報を把握・共有し、必要があれば関係機関に繋げる ③通いの場や地域事業に生活支援コーディネーターと一緒に参加し、地域包括支援センターの周知と潜在要援護者を把握し支援に繋げる	
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①国の高齢者虐待対応マニュアル及び鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きに基づき支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討のほか、権利擁護支援に関する研修会等の企画開催を通じて、支援力の向上を図る ③鶴岡市成年後見制度中核機関と連携し、市民等への制度の趣旨や相談窓口の普及啓発、司法や福祉等多機関が協働した相談支援体制の整備等に係る取組を進める	通年 毎月 随時	①高齢者虐待発生時は、高齢者虐待対応マニュアル及び鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きに沿って市及び関係機関と連携し、早急な対応・終結に努める。 ②定例会での虐待事例検討や成年後見制度支援における事例検討にて、虐待対応や支援方法について知識を深める。成年後見制度に関する研修会等に参加し支援力向上に努める。 ③成年後見制度の理解を深め、必要時の説明や適切な機関への繋ぎが行えるよう制度理解と支援体制の整備に努める。	
7.ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	①地域包括支援センターは、介護支援専門員の相談窓口となり、助言及び指導を行う ②市と連携し、介護支援専門員スキルアップ研修を企画開催する ③市と連携し、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上のための研修会を企画開催する ④地域包括支援センターは、支援困難事例等を抱える介護支援専門員への相談、助言、指導を行う ⑤地域包括支援センターは、居宅介護支援事業所等に対し、国等が示す支援マニュアルなどの活用を促進するとともに相談支援を行う	随時 1回 1回 随時 通年	①介護支援専門員から相談があった際は丁寧に聞き取りを行い、想定される支援内容について助言・指導をする ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上のための研修企画については、地域づくりや介護支援専門員への育成を意識した研修を企画・開催する ④介護支援専門員より支援困難事例の相談があった際は、一緒に課題解決に向けて伴走支援を行い、必要に応じて同行訪問をして介護支援専門員の負担を軽減する ⑤支援マニュアルを活用しながら居宅介護支援事業所の相談支援を行う	
8.災害時要支援高齢者の把握と救援支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する支援が必要な高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的支援につなげる。	①市は、災害時避難場所の周知と災害時個別避難計画の作成支援などの避難支援体制づくりを推進する。地域包括支援センターは、担当地域の町内会、自治会の避難場所の把握及び周知と避難支援体制の確認・共有を行う ②市と連携し、地震、風水害などの災害時の支援を行う ③地域防災組織等と連携し、高齢者の災害時避難支援体制づくりの取組を進める	随時・通年 発生時 随時	①庁舎や関係機関と連携し、災害リスク箇所及び避難場所・支援体制、要支援者の把握・共有を行う。各自治振興会の防災担当者や連携して個別避難支援計画や避難支援体制づくりに積極的に協力する。(随時) ②災害時に備え、高リスク地域の確認や避難場所の把握を行う。災害発生時は法人本部や関係機関と連携し必要に応じて要支援者の支援を行う。(随時) ③法人他部門や関係機関と情報共有を行いながらBCPを随時見直し、追加・修正し、机上訓練を行う。(随時)	

令和7年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名：

地域包括支援センターあさひ

管理者名：

菅原 紀枝

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
1. 地域包括支援センターの機能強化	<p>高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、各センターにおける活動の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービスをはじめ、各種制度や地域資源に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の強化を図る。</p> <p>市は、運営支援及び国が定める評価指標に基づき進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価とPDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公開を行うことにより、市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。</p>	<p>①市はセンター職員対象の研修会の周知を行う</p> <p>②市はセンター職員の相談支援体制整備を推進する</p> <p>③市は地域包括支援センターヒアリングを実施する</p> <p>④市は地域包括支援センター運営協議会を開催し、センターの運営状況に係る点検を行い、センターの課題を踏まえた機能強化策の検討を行う</p> <p>⑤市及び各センターは地域包括支援センターの周知及び情報公開を行う</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>年1回</p> <p>年1回</p> <p>年度内</p>	<p>○各種の研修会に積極的に参加し資質向上を図る。また伝達講習を行い、知識、情報を共有し職員全体のスキルアップを図る。</p> <p>○相談にはチームで関わり、関連機関と連携し適切な支援を行う。またセンター内でのミーティングを定期的に行い、情報共有とケースの検討を行い支援に繋げる。</p> <p>○市の運営方針をもとに市との情報共有・確認を行いながら事業・活動を進めていく</p> <p>○さまざまな機会・方法で地域包括支援センターの周知活動を継続する。パンフレットや「ほうかつたより」の全戸交付、ホームページを活用し情報公開を行う。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>年2回 随時</p>
2. 介護予防の推進	<p>心身の機能低下及び生活機能低下を予防し、要介護状態になることを防ぐために、高齢者がセルフケアできるように環境を整え、個人の取組が継続できるよう支援を行うとともに、個人の意欲を引き出し、興味、関心に応じた地域資源、地域活動と効果的なサービスを活用して目標志向型ケアマネジメントを行う。</p> <p>高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的かつ拡大していく地域づくりを推進する。</p>	<p>①生活支援コーディネーターや介護予防専門職と協働し、要支援認定者・事業対象者の自立支援、生活機能の維持向上に効果のある目標志向型の介護予防ケアマネジメントを行う</p> <p>②新規事業対象者のアセスメントの実施にあたり、リハビリテーション専門職の視点を加え、生活自立期間の延伸とセルフケアの獲得に資する介護予防ケアマネジメントを主体的に行う</p> <p>③自治会等をはじめとする地域や生活支援コーディネーターと連携し、高齢者等が参加するサロンや通いの場等を地域に拡大する</p> <p>④通いの場等の参加者に対し、介護予防等に関する周知啓発を行う。また、介護予防専門職等と地域をつなぎ、介護予防講座等を積極的に開催する</p> <p>⑤市と連携し、介護予防ケアマネジメントの資質向上に資する保健師等の研修会を企画・開催する</p> <p>⑥総合事業及びケアマネジメントの適正な実施と居宅介護支援事業所等への的確な助言・指導を行う</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>	<p>○事業対象者・要支援認定者への自立支援に向けた適切なケアマネジメントを実施する。利用者本人が主体的に目標達成にむけ取り組めるよう継続した支援を行う。</p> <p>○生活支援コーディネーター、地域づくり推進課や社協と連携しながら、サロンへの協力や立ち上げの支援を行う。また健康教室やサロン、コミセン事業等とタイアップした介護・フレイル予防の啓発を行い、同地域の実情把握も行う。</p> <p>○サロン代表者(担い手)間との交流会を開催し各サロンの活動報告、課題、解決策、介護予防等の情報共有し住民主体通いの場を継続支援する。見守り支援体制の構築も検討する。</p> <p>○市と連携し、介護予防ケアマネジメントの資質向上に資するよう情報の共有、研修会等へ参加し、介護予防支援に活かす。</p> <p>○委託ケースのマネジメント支援を行う。法人内で研修会を開催するなどして居宅介護支援事業所との連携強化や資質向上を目指す。</p> <p>○リハビリテーション専門職の視点を加え、新規事業対象者へのアセスメント力の向上と自立支援につながるように取り組む。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>年1回</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>年1回 以上 随時</p>

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関、さらには各種制度や地域資源につなげる等の支援を行う。 その際は重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、相談者の属性や世代に関わらず、全世代全対象型の相談支援機関として、その相談を受け止めるとともに、必要に応じて多機関協働事業者(担当は鶴岡市社会福祉協議会地域福祉課・各地域福祉センター)につなぎ、関係機関と協働した個別支援・世帯支援を行う。	①各種相談をワンストップで受け付け、専門職がチームで支援を行う ②学区社協事業や民生委員定例会議等に参画し、要援護高齢者の情報を把握・共有する ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を把握し支援につなげる	随時 随時 随時	○関係機関とは常に連携し、各種相談に迅速・適切に対応する。地域ケア推進担当者間でも多問題を抱えるケースや支援困難ケース等を共有し適切な支援につなげる。 ○複合的な問題に対応するため、障害や困窮などさまざまな分野と連携したネットワーク会議を開催して情報共有を行い、多職種協働による支援につなげる。 ○民生委員定例会議に参加し情報共有を行なう。また個別に連絡・相談等を行うことで連携を深め、潜在している問題等の発見にもつなげていく。 ○「ほうかつたより」の全戸交付やパンフレットの配布、地域に出向いたりさまざまな事業等を通したりしてあらゆる機会に地域包括支援センターの周知をはかり、また情報の収集も行う。	随時 随時 随時 年2回以上 随時
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①国の高齢者虐待対応マニュアル及び鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きに基づき支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討のほか、権利擁護支援に関する研修会等の企画開催を通じて、支援力の向上を図る ③鶴岡市成年後見制度中核機関と連携し、市民等への制度の趣旨や相談窓口の普及啓発、司法や福祉等多機関が協働した相談支援体制の整備等に係る取組を進める	通年 毎月 随時	○マニュアルを随時確認しながら対応していく。状況に応じて関係機関との連携や対応等を随時確認し迅速に動いていく。 ○各研修会に参加したり、定例会内での事例検討や関係機関との情報交換などを通じて支援技術や知識を身につけ、資質向上に努める。 ○鶴岡市成年後見制度中核機関と連携し地域住民に対し、成年後見制度の趣旨・相談窓口の周知と高齢者虐待防止や消費者被害防止の啓発活動を行う。	随時 随時 随時
7.ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	①地域包括支援センターは、介護支援専門員の相談窓口となり、助言及び指導を行う ②市と連携し、介護支援専門員スキルアップ研修を企画開催する ③市と連携し、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上のための研修会を企画開催する ④地域包括支援センターは、支援困難事例等を抱える介護支援専門員への相談、助言、指導を行う ⑤地域包括支援センターは、居宅介護支援事業所等に対し、国等が示す支援マニュアルなどの活用を促進するとともに相談支援を行う	随時 1回 1回 随時 通年	○介護支援専門員の相談に随時対応し解決に向けて支援していく。 ○担当地域の居宅介護支援事業所と定期的に連絡会を開催し連携を強化するとともに介護支援専門員の資質向上に取り組む。 ○支援困難事例については関係機関と連携しながら対応、必要時は地域ケア会議を開催する。 ○各研修会の企画運営を行うとともに、研修会など様々な機会を活用して自己研鑽に努め、適切な助言や支援ができるように資質向上を図る。	随時 随時 随時 随時

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
8.災害時要 支援高齢者 の把握と救 援支援	地域の災害リスクを事前に把握し、 地域防災組織等で作成する支援が 必要な高齢者の災害時避難支援体 制・救援体制について情報収集し 効率的、効果的支援につなげる。	<p>①市は、災害時避難場所の周知と災害 時個別避難計画の作成支援などの避難 支援体制づくりを推進する。地域包括支 援センターは、担当地域の町内会、自治 会の避難場所の把握及び周知と避難支 援体制の確認・共有を行う</p> <p>②市と連携し、地震、風水害などの災害 時の支援を行う</p> <p>③地域防災組織等と連携し、高齢者の災 害時避難支援体制づくりの取組を進める</p>	<p>随時・ 通年</p> <p>発生時</p> <p>随時</p>	<p>○緊急時対応マニュアルの見直、確認、 緊急時台帳の随時更新。</p> <p>○個別避難行動計画の共有、避難場所の 確認。</p> <p>○要援護者の把握とマップ作成、各地域 の防災体制や支援体制について情報収 集、確認。</p> <p>○BCPの見直し、追記、机上訓練の取り組 み。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>年1回</p>

令和7年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名：

地域包括支援センターあつみ

管理者名：

本間久美子

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
1. 地域包括支援センターの機能強化	高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、各センターにおける活動の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービスをはじめ、各種制度や地域資源に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の強化を図る。 市は、運営支援及び国が定める評価指標に基づき進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価とPDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公開を行うことにより、市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。	①市はセンター職員対象の研修会の周知を行う ②市はセンター職員の相談支援体制整備を推進する ③市は地域包括支援センターヒアリングを実施する ④市は地域包括支援センター運営協議会を開催し、センターの運営状況に係る点検を行い、センターの課題を踏まえた機能強化策の検討を行う ⑤市及び各センターは地域包括支援センターの周知及び情報公開を行う	随時 随時 年1回 年1回 年度内	①対象の研修会等に積極的に参加し資質向上に努める。自包括内や他包括の専門職間とも情報共有し、職員のスキルアップを図る。 ②庁舎内ワンストップの機能を活かし地域ケア推進担当者や関係各課と連携を図り多様な相談に対応する。 ⑤各種団体や関係機関との会議の場や地域活動の機会を活用し、センターの周知や取り組みを紹介する。また法人広報誌やホームページに掲載する。	随時 随時 随時
2. 介護予防の推進	心身の機能低下及び生活機能低下を予防し、要介護状態になることを防ぐために、高齢者がセルフケアできるように環境を整え、個人の取組が継続できるよう支援を行うとともに、個人の意欲を引き出し、興味、関心に応じた地域資源、地域活動と効果的なサービスを活用して目標志向型ケアマネジメントを行う。 高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的かつ拡大していく地域づくりを推進する。	①生活支援コーディネーターや介護予防専門職と協働し、要支援認定者・事業対象者の自立支援、生活機能の維持向上に効果のある目標志向型の介護予防ケアマネジメントを行う ②新規事業対象者のアセスメントの実施にあたり、リハビリテーション専門職の視点を加え、生活自立期間の延伸とセルフケアの獲得に資する介護予防ケアマネジメントを主体的に行う ③自治会等をはじめとする地域や生活支援コーディネーターと連携し、高齢者等が参加するサロンや通いの場等を地域に拡大する ④通いの場等の参加者に対し、介護予防等に関する周知啓発を行う。また、介護予防専門職等と地域をつなぎ、介護予防講座等を積極的に開催する ⑤市と連携し、介護予防ケアマネジメントの資質向上に資する保健師等の研修会を企画・開催する ⑥総合事業及びケアマネジメントの適正な実施と居宅介護支援事業所等への的確な助言・指導を行う	随時 随時 随時 随時 随時	①事業対象者、要支援認定者の自立支援や生活機能の維持向上を意識して介護予防ケアマネジメントを行う。 ②介護相談の場合においても生活機能低下を予防し、セルフケア能力が高まるよう情報提供や支援を行う。 ③自治会や地域推進担当者と連携し、活動の少ない集落を対象に開催する「地域支え合い訪問活動事業 お茶飲みサロン」に協力し、地域の通いの場や介護予防を支援する。(市民福祉課事業 R7度:安土・越沢・小名部・鍋倉 各集落3～4回) ④既存の通いの場等の継続支援と、介護予防に関する情報の周知啓発(介護予防講座など)を行う。 ⑥委託プランの担当者会議に出席し、必要時居宅介護支援事業所への助言・指導を行う。	随時 随時 随時 随時 随時

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①国の高齢者虐待対応マニュアル及び鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きに基づき支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討のほか、権利擁護支援に関する研修会等の企画開催を通じて、支援力の向上を図る ③鶴岡市成年後見制度中核機関と連携し、市民等への制度の趣旨や相談窓口の普及啓発、司法や福祉等多機関が協働した相談支援体制の整備等に係る取組を進める	通年 毎月 随時	①虐待対応については、社会福祉士を中心に鶴岡市の手引きに沿って素って庁舎担当者と迅速に対応する。 ②他包括の事例報告を共有し、自包括内の学びを深める。 ③様々な地域活動の機会を活用し、消費者被害の防止、高齢者虐待の防止、成年後見制度について高齢者の権利擁護に関する周知啓発を行う。	通年 毎月 随時
7.ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	①地域包括支援センターは、介護支援専門員の相談窓口となり、助言及び指導を行う ②市と連携し、介護支援専門員スキルアップ研修を企画開催する ③市と連携し、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上のための研修会を企画開催する ④地域包括支援センターは、支援困難事例等を抱える介護支援専門員への相談、助言、指導を行う ⑤地域包括支援センターは、居宅介護支援事業所等に対し、国等が示す支援マニュアルなどの活用を促進するとともに相談支援を行う	随時 1回 1回 随時 通年	①地域内小規模多機能2事業所と居宅介護支援事業所2事業所を訪問し、地域資源情報の共有や困難事例等の相談や助言を行う。 ③近隣2つの居宅介護支援事業所主任介護支援専門員と協働で他法人との事例検討会を開催し、個別のケース支援を振り返り介護支援専門員のスキルアップを図る。 ④近隣に拠点を置く介護福祉サービス事業所情報交換会を開催し、他の事業所の取り組み紹介や同業種同士の情報交換を行い、温海地域に関わる福祉介護サービス支援事業所間の連携強化を図る。 ⑤居宅介護支援事業所の相談を受け、困難事例など担当介護支援専門員を後方支援する。	8月9月 1月 5/21 随時
8.災害時要支援高齢者の把握と救援支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する支援が必要な高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的の支援につなげる。	①市は、災害時避難場所の周知と災害時個別避難計画の作成支援などの避難支援体制づくりを推進する。地域包括支援センターは、担当地域の町内会、自治会の避難場所の把握及び周知と避難支援体制の確認・共有を行う ②市と連携し、地震、風水害などの災害時の支援を行う ③地域防災組織等と連携し、高齢者の災害時避難支援体制づくりの取組を進める	随時・通年 発生時 随時	①独居・高齢者世帯を実態把握する際は、緊急時の連絡先や近隣の支援者、災害リスクの把握や避難場所を確認する。 ②災害発生時には、庁舎関係課や地域の関係組織と連携し必要な支援を行う。 ③法人内業務継続計画を整備し、災害発生時に備えた支援体制を確認する。	随時 発生時 通年